

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和4年度実施)

I 調査趣旨

提案募集方式により改正された制度等が各地方公共団体で利活用されているかを定量的に把握する。

II 調査期間・調査方法

【調査期間】 令和4年11月～12月、令和5年1～2月

【調査方法】 一斉調査システムにより各地方公共団体に調査票を送付

III 調査項目・調査対象

… 調査項目は、提案団体数が特に多かった提案事項の中から選定。

【全市区町村(1,741団体)対象】

- ① 【R2】 市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化
- ② 【R1】 里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について
- ③ 【H29】 マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第11条による措置)

※本調査項目の制度改革は、施設入所時の負担認定事務における地方税関係情報の情報連携。

【全都道府県(47団体)・市区町村(1,741団体)対象】

- ④ 【R3】 予防接種を行う医師についての公告の廃止

※本調査項目の制度改革は、公告廃止ではなく、一定期間分を一括して公告できること等の明確化。

IV 調査結果 (次頁以降を参照)

- ・提案募集方式により改正された制度等について、全国ベースでの認知度や活用の実態等を把握することができた。
- ・具体的には、
 - ✓ **調査項目①、②、④**については、当該制度見直しの**認知度及び活用状況がいずれも高い(7～8割)**ことが確認できた。
 - ✓ 一方、**調査項目③**については、**認知度(5割)及び活用状況(1割)がいずれも低調である**ことが確認できたが、その理由について、選択式を中心とする調査のため分析に限界があることから、**総務省行政評価局に対し、調査項目③を深掘りする連携調査を依頼**。
- ・今後、地方に対する周知や研修等を通じて、提案募集方式により改正された諸制度の一層の活用を促すとともに、関係省庁に対しても調査結果を共有し、地方分権の理念に沿った実効性ある政策立案の一助として活用していただく。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和4年度実施)

○ 結果の概要

項目名	制度見直しの概要	照会対象・ 回答率 (回答団体数)	制度改革の 認知度	見直し後制度の 活用状況
① 市町村がん検診 (集団乳がんマン モグラフィー検 診)における医師 の立会い不要化	診療放射線技師法施行規則を改正し、集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査における医師の立会いを不要とした。	市区町村 65.1% (1,134/1,741)	91.1% (918/1,008)	81.7% (750/918)
② 里帰り出産時等に おける一時預かり 事業の対応の明確 化について	出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、里帰り先の市町村が適当であると判断した場合は、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を里帰り先の市町村において、一時預かり事業の対象としても差し支えない旨を地方公共団体に通知した。	市区町村 64.8% (1,128/1,741)	81.7% (768/940)	72.1% (554/768)
③ マイナンバー制度の活 用を図るための社 会保障制度にお ける所得要件の見 直し(老人福祉法第 11条による措置)	老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	市区町村 65.0% (1,132/1,741)	48.4% (482/997)	9.3% (45/482)
④ 予防接種を行う医 師についての公告 の廃止	予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務について、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること及び変更時等の公告は承諾や変更の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一定期間分を一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	都道府県・ 市区町村 65.8% (1,177/1,788)	75.2% (294/391)	81.3% (239/294)

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和4年度実施)

○ 制度改革の認知度

- ・ 提案募集方式による制度改革の**認知度**は、調査項目③を除き、**概ね8割以上**と高い。
- ・ 調査時には制度改革を認知していなかった団体についても、**本調査を機に制度改革を認知し、今後の活用を予定**する団体が一定数存在。
- ・ **調査項目③**については、認知度が低い理由等の**深掘り調査**を行うため、**総務省行政評価局に連携調査を依頼**。

制度改革の**認知度**

① 市町村がん検診（集団乳がんマンモグラフィー検診）における医師の立会い不要化

91.1%
(918/1,008)

② 里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について

81.7%
(768/940)

③ マイナポータル制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し（老人福祉法第11条による措置）

48.4%
(482/997)

④ 予防接種を行う医師についての公告の廃止

75.2%
(294/391)

制度改革を認知していなかったが、**今後活用予定**

14.4%
(13/90)

40.1%
(69/172)

10.5%
(54/515)

48.5%
(47/97)

制度改革を「知っている」と回答した団体／対象事務を「行っている」と回答した団体

制度改革を「知らない」かつ「今後活用予定」と回答した団体／制度改革を「知らない」と回答した団体

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和4年度実施)

○ 制度改革の活用状況(総論)

- ・ 提案募集方式による制度改革の活用状況は、調査項目③を除けば、概ね7割以上と高い。
- ・ 現時点では活用していない団体の一部が、今後の活用を予定。
- ・ 調査項目③については、活用状況が低調である理由等の深掘り調査を行うため、総務省行政評価局に連携調査を依頼。
- ・ 個別項目の活用状況(活用の効果・活用しなかった理由)は次頁以降。

制度改革の活用状況

① 市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化

81.7%
(750/918)

② 里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について

72.1%
(554/768)

③ マイナポータル制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第11条による措置)

9.3%
(45/482)

④ 予防接種を行う医師についての公告の廃止

81.3%
(239/294)

制度改革を活用していないが、今後活用予定

71.2%
(121/170)

42.5%
(93/219)

12.5%
(62/497)

23.1%
(15/65)

制度改革を「活用している」と回答した団体/
制度改革を「知っている」と回答した団体

制度改革を「活用していない」かつ「今後活用予定」と回答した団体/
制度改革を「活用していない」と回答した団体

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和4年度実施)

〇 制度改革の活用状況(各論)

① 市町村がん検診（集団乳がんマンモグラフィ検診）における医師の立会い不要化

- ・ 本制度改革を活用している市区町村からは、活用したことによる効果として、日程調整の事務負担軽減等の行政における効果及び検診日程の増加による利便性の向上等の住民における効果の双方が挙げられた。
- ・ 活用していない市区町村では、医師が同席する他の検診や視触診との同時実施、緊急時対応などのために医師の同席が必要と判断し、活用していないとのことであった。

制度改革の活用状況

81.7%

(750/918)

◆活用したことによる効果(主なもの)

- ✓ 検診の日程調整事務の負担が軽減されるとともに、検診日程の増加、受診人数の増加につながった。
- ✓ 同席する医師に係る人件費を節減でき、検診機関への委託料が安価になった。
- ✓ 女性スタッフのみによる検診の実施が容易になり、安心して受診してもらえるようになった。

◆活用していない理由(主なもの)

- ✓ 医師が対応する子宮頸がん検診等の他検診と同時に実施しているため、医師が同席する形で実施している。
- ✓ 視触診を併せて実施するため、医師が必要。
- ✓ 検診中の体調悪化の場合など緊急時の対応や住民からの相談対応のため。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和4年度実施)

○ 制度改革の活用状況(各論)

② 里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について

- ・ 本制度改革を**活用している市区町村**からは、活用したことによる効果として、保護者や里帰り先の家族などの**子育て世帯の負担軽減**を図ることができたとの回答が大宗を占めた。
- ・ **活用していない市区町村**では、そもそも利用希望がなかったり、利用定員の関係から自団体の住民の利用希望を優先することとしており、活用していないとのことであった。

◆活用したことによる効果(主なもの)

- ✓ 第2子以降の里帰り出産に対するハードルを大きく下げる効果があった。
- ✓ 出産前後の保護者やその家族(子育て世帯)の負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えることができた。
- ✓ 安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進することができた。

◆活用していない理由(主なもの)

- ✓ 里帰り時の一時預かりを希望する者がいなかったため。
- ✓ 一時預かりの定員及び実施施設が少なく、自団体の住民の利用希望を優先しているため。

制度改革の活用状況

72.1%

(554/768)

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和4年度実施)

※本調査項目の制度改革は、施設入所時の負担認定事務における地方税関係情報の情報連携。

○ 制度改革の活用状況(各論)

③ マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第11条による措置)

- ・ 本制度改革を活用した市区町村からは、活用したことによる効果として、書類不備があった場合の対応や他市区町村への照会事務の負担軽減等の行政における効果、課税証明書発行のための来庁や証明書発行手数料が不要となったこと等の住民における効果の双方が挙げられた。
- ・ 活用していない市区町村では、措置対象者が少ないことや、措置に当たって必要な他の情報の把握の際に税情報も確認できるため、活用していないとのことであった。また、活用の具体的な要件が分かりにくい、他の地方公共団体の導入状況を踏まえて導入、との回答も、他の調査項目と比べ多く見られた。
- ・ 調査項目③については、活用状況が低調である理由等の深掘り調査を行うため、総務省行政評価局に連携調査を依頼。

制度改革の活用状況

9.3%

(45/482)

◆活用したことによる効果(主なもの)

- ✓ 制度改革前(課税証明書による確認)に生じていた、書類不備に係る対応や他市区町村への照会事務等がなくなり、円滑に所得情報を把握できた。
- ✓ 課税証明書の添付が不要となり、障害や施設入所により来庁が難しい方をはじめとして、住民の負担を軽減することができた。
- ✓ 課税証明書の発行手数料が不要となった。

◆活用していない理由(主なもの)

- ✓ 措置対象者が少ない若しくは存在しないため。
- ✓ 措置に当たって必要な課税収入以外の情報は、情報連携を活用しても把握することができないため。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和4年度実施)

○ 制度改革の活用状況(各論)

④ 予防接種を行う医師についての公告の廃止 ※本調査項目の制度改革は、公告廃止ではなく、一定期間分を一括して公告できること等の明確化。

- ・ 本制度改革を活用している市区町村からは、活用したことによる効果として、**行政及び医療機関における事務負担が軽減**された旨の回答が大宗を占めた。
- ・ **活用していない市区町村**では、変更が頻繁ではなく負担が大きくないため、医療機関からの随時の提出の**手続漏れ**を防ぐため、活用していないとのことであった。
- ・ なお、本制度改革を活用している団体の一部から、同事務の義務付けの廃止を求める意見もみられたところであるが、**本調査開始後の令和4年12月9日に施行された予防接種法施行令の改正により、同事務を義務付けていた同施行令第4条が削除**された。

制度改革の活用状況

81.3%

(239/294)

◆活用したことによる効果(主なもの)

- ✓ 一定期間分を一括で行うことで、行政・医療機関双方の公告に係る**事務負担が軽減**され、その他の事務に時間や人的リソースを割くことができる。

◆活用していない理由(主なもの)

- ✓ **変更の頻度が多く**はなく、その都度公告を行うこととしても負担は大きくないため。
- ✓ 医療機関からは**随時提出**があるので、**手続漏れ**を防止する観点から、その都度公告をすることとしているため。